

「安保三文書」を読み解く—軍事力の強化で、私たちは幸せになるのか？

2023・2・25 西京革新懇安保学習会

奥野恒久（龍谷大学政策学部・憲法9条京都の会）

はじめに

○ロシアによるウクライナ侵略ではじまった「ウクライナ戦争」が明らかにしたこと

- ・戦争は、人間の生命と尊厳を奪い、環境を破壊し、経済を狂わせる
- ・ひとたび戦争を始めると、終わることが極めて難しい

→戦争だけは、絶対に回避しなければならない

○どうやって戦争を回避するか？

a. 軍事力を増強し、アメリカとの軍事一体化を進めることで「抑止力」を保持

←「国家」の視点、「軍事力」への信奉／経済成長への憧憬

b. 憲法9条を掲げ、世界に「非戦・軍縮・核廃絶」を働きかける

←「個人」の視点、倫理的外交力の希求

○いま日本は、ウクライナのように、どこから「攻め込まれる」状況にあるのか？

○現在進めている大軍拡は、戦争を回避するどころか、戦争を呼び込み犠牲者を出す！

○軍事増強には「賛成」、されど増税には「反対」という世論（「毎日」12/17・18）

- ・防衛費の大幅増加について：「賛成」48%、「反対」41%
- ・防衛費増額の財源として増税：「賛成」23%、「反対」69%
- ・防衛費増額の財源として社会保障費など政策経費の削減：「賛成」20%、「反対」73%
- ・防衛費増額の財源として国債発行：「賛成」33%、「反対」52%
- ・敵基地攻撃能力の保有について：「賛成」59%、「反対」27%

1. 憲法とは、どのような法か？

問1. 「[]」は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」

（憲法前文）

問2. 「[]」は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」（憲法99条）

〈①日本国民 ②天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員 ③日本で生活する人〉

問3. 「すべて国民は、[]として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」（憲法13条）

〈①人間 ②市民 ③個人〉

（「日本国憲法」最初の講義での学生への問いかけより）

○国の政治の基本的な仕組みを定める法

- ・2021年10月31日に衆議院選挙があつたが、その前に衆議院選挙が行われたのが、2017年10月22日であつた。憲法45条が「衆議院議員の任期は、4年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する」と定められていることから、岸田内閣は2021年10月14日に衆議院を解散した。
- ・憲法54条1項は「衆議院が解散されたときは、解散の日から40日以内に、衆議院の総選挙を行ひ、その選挙の日から30日以内に、国会を召集しなければならない」と定めている。この規定に基づき、10月31日に衆議院選挙が実施され、11月10日に特別国会が召集された。
- ・憲法70条は「衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない」と定める。そこで、11月10日午前、第1次岸田内閣は総辞職した。10日午後、「内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する」という憲法67条1項に基づき、内閣総理大臣（首相）の指名選挙が行われた。衆議院（投票総数465票）では岸田文雄氏が297票、枝野幸男氏が108票で、参議院（投票総数242票）では岸田氏が141票、枝野氏が60票で、第101代首相に岸田氏が指名された。その後、岸田首相は皇居にて憲法6条1項に基づき天皇より内閣総理大臣に任命された。

○国民が定め、国家機関に権力を授けるとともにその権力を縛ることで人権を保障する法

- ・同性カップル3組が、同性同士の婚姻届けを受理しないのは憲法違反だと訴えた訴訟で、2021年3月17日、札幌地方裁判所は法の下での平等を定める憲法14条に違反すると判断した。

2. 制限規範としての憲法9条

9条①「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

○軍事や軍部による人権侵害を抑止し、軍部の政治への介入を阻止

- ・戦前・戦中の軍事優先の社会から、「個人の尊重」を価値とする社会に転換
- ・カント（宇都宮芳明訳）『永遠平和のために』（岩波書店、2015年）

第3条項「常備軍は、時とともに全廃されなければならない」

「なぜなら、常備軍はいつでも武装して出撃する準備を整えていることによって、他の諸国を絶えず戦争の脅威にさらしているからである。常備軍が刺激となって、たがいに無際限な軍備の拡大を競うようになると、それに費やされる軍事費の増大で、ついには平和の方が短期の戦争よりもいっそう重荷となり、この重荷を逃れるために、常備軍そのものが先制攻撃の原因となるのである。そのうえ、人を殺したり人に殺されたりする

ために雇われることは、人間が単なる機械や道具としてほかのものの（国家の）手で使用されることを含んでいると思われるが、こうした使用は、われわれ自身の人格における人間性の権利とおよそ調和しないであろう。」

○憲法 9 条のもとでの自衛隊

- ・自衛のためといえども日本が「戦力」を持つことは憲法上禁止されている／憲法 9 条は独立国家に固有の「自衛権」まで放棄したものでなく、「自衛権」を行使するための手段として「自衛のために必要最小限度の実力」（自衛力）を持つことは憲法 9 条に違反しない（政府見解）
- ・自衛のための実力行使の 3 要件：①わが国に対する急迫不正の侵害があること、②これを排除するために他の適当な手段がないこと、③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと
- ・1954 年 6 月 2 日、参議院本会議で「本院は、自衛隊の創設に際し、現行憲法の条章と、わが国民の熾烈なる平和愛好精神に照らし、海外出動はこれを行わない」との決議
- ・「憲法 9 条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するために必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない」（1985・9・27 政府答弁書）
- ・自衛隊の装備は、自衛のための必要最小限度の範囲に限られ、長距離弾道ミサイル、長距離爆撃機、攻撃用空母等、もっぱら対外攻撃用の装備をもつことはできない（伊藤圭一防衛庁防衛局長、1978・2・13 衆議院予算委員会）
- ・武器輸出三原則：①共産圏諸国、②国連決議により武器等の輸出が禁止されている国、③国際紛争の当事国又はおそれのある国には、武器の輸出を許可しない（1967・4・21 佐藤首相答弁）／「平和国家」としての我が国の立場から、国際紛争等を助長することを回避するため、三原則対象地域以外の地域についても武器の輸出を慎む（1976・2・27 三木首相答弁）／防衛装備移転三原則：① i 我が国が締結した条約その他の国際約束に基づく義務に違反する場合、ii 国際連合安全保障理事会の決議に基づく義務に違反する場合、iii 紛争当事国への移転となる場合は、移転を認めない。②移転を認める場合を平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する場合又は我が国の安全保障に資する場合に限定。③移転に際しては、目的外使用及び第三国移転について適正な管理が確保される場合に限定（2014・4・1 閣議決定）
- ・防衛費 1% 枠：1976 年 11 月三木内閣の下で閣議決定／1986 年に中曽根政権が撤廃を決めるものの、その後も基本的にこの水準を維持
- ・「わが国は、憲法のもと、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国にならない」（防衛白書 2022 年度版）

3. 「軍事国家」化を進める日本

○第二次安倍政権下で閣議決定された「国家安全保障戦略について」（2013・12）

- ・「政府の最も重要な責務は、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うすることである」
- ・以来、安倍政権が頻繁に用いるキーワードが、基本理念としての「国際協調主義に基づく積極的平和主義」（以下、「積極的平和主義」）
- 「武力の行使」の新3要件：①「我が国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において」、②「これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに」、③「必要最小限度の実力を行使すること」は、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許される（2014・7・1）
- 「安保関連法」（「国際平和支援法」「平和安全法制整備法」）の成立（2015・9・19）
 - ・集団的自衛権の行使を限定付きで容認
 - ・米軍部隊の武器を防護するため、自衛隊が「武器の使用」をできるように
 - ・後方支援は、「武力の行使」でない／「後方地域」「非戦闘地域」という要件をなくし、他国が「現に戦闘行為を行っている現場」でない場所での補給、輸送などは「武力の行使と一体化」するものではない
- 日本がアメリカを軍事的に支援することが日本の安全保障になる、との発想
- 敵基地攻撃能力の保有を求める動き
 - ・「防衛政策は、大きな転換を図るべき時期を迎えました」「これ以上、ミサイル防衛に資源を投入するより、打撃力を持つ方が合理的なんです」「相手に『最初の一撃を放ったら、自分たちも相当痛い被害を受けるかもしれない』と思わせることが大切です。日本は、『スタンド・オフ・ミサイル（長射程巡航ミサイル）』の配備など、打撃力の強化に予算の重点を置くべきです」（安倍晋三「読売」22・1・1）
- ロシアによるウクライナ侵攻後に出された、自民党「新たな国家安全保障戦略等の策定に向けた提言」（2022・4・26）
 - ・防衛力の抜本的な強化、「自国防衛の国家意思を示す」観点からも、「NATO諸国の国防予算の対GDP比目標（2%以上）も念頭に、防衛関係費全体の大幅な増額」
 - ・「ミサイル技術の急速な変化・進化により迎撃は困難となってきた」いるため、弾道ミサイル攻撃を含むわが国への武力攻撃に対する反撃能力（counterstrike capabilities）を保有／「反撃能力の対象範囲は、相手国のミサイル基地に限定されるものではなく、相手国の指揮統制機能等も含む」／スタンド・オフ防衛能力等の強化
- ※国際法上は、相手国からの攻撃がない段階で日本が反撃能力を行使して敵基地を攻撃した場合、相手の武力攻撃「着手」、そして日本の自衛権行使の必要性和均衡性を証明することが求められる。その証明は極めて難しく日本が侵略国となりかねない
- ・防衛生産・技術基盤を「防衛力そのもの」と位置づけ、その担い手たる防衛産業が適正な利益を継続的に確保できるよう、「法人・基金の創設や補助金・税制・金融支援も含

めた前例にとらわれない対応を検討する」、「防衛装備移転三原則や運用指針をはじめとする制度を見直す」→軍事産業への利益誘導

- ・自衛隊員の確保のために、「地方公共団体との連携を含めた募集の推進、サイバー分野等の専門教育も含めた人材育成」、さらには「任期制隊員の企業等への就職や進学支援」、「自衛隊時代に取得した資格について、再就職後に民間における資格として援用できるようにする」→「経済的徴兵制」

○国力としての防衛力を総合的に考える有識者会議（座長：佐々江賢一郎を含む10人）

- ・「積極的平和主義」を貫き、防衛力強化を国民が「我がこと」と受け止め考えるように
- ・我が国が直面する数ある政策課題のなかで、防衛力の強化が喫緊の課題ということであれば、まずは他の歳出を削減して財源を捻出。その費用も国民全体で広く負担する
- ・国を守るのは国民全体の仕事だという国民としての当事者意識を肝に銘じておく

○「安保三文書」：「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」、「防衛力整備計画」（2022・12・16閣議決定）

- ・「我が国は戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面している」との認識／「ロシアによるウクライナ侵略」、「自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値観」を共有しない一部の国家による「既存の国際秩序に挑戦する動き」／中国は「力による一方的な現状変更の試みを強化」、中国とロシアとの戦略的連携への警戒、中国は、台湾への武力行使の可能性を否定していない／「北朝鮮の軍事動向は、従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威」

→危機感を抱いているのは、日本に対する現実的な武力攻撃以上に、アメリカを中心とした陣営の世界（とりわけインド太平洋）における覇権争い→「同盟国・同志国間のネットワークを重層的に構築するとともに、それを拡大し、抑止力を強化」

- ・「我が国はまず、我が国に望ましい安全保障環境を能動的に創出するための力強い外交を展開する。そして、自分の国は自分で守り抜ける防衛力を持つことは、そのような外交の地歩を固める」／「国益」としてあげられる「経済成長を通じて我が国と国民の更なる繁栄」、「我が国が位置するインド太平洋地域において、自由で開かれた国際秩序を維持・発展させる」／インド太平洋地域は「世界経済の成長エンジン」、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）は「我が国の安全保障にとって死活的に重要」／「安全保障政策の遂行を通じて、我が国の経済が成長できる国際環境を主体的に確保する。それにより、我が国の経済成長が我が国を取り巻く安全保障環境の改善を促すという、安全保障と経済成長の好循環を実現する」
- ・「インド太平洋地域において日米の協力を具体的に深化させることが、米国のこの地域へのコミットメントを維持・強化する上でも死活的に重要」／反撃能力の行使を含む日米間の運用の調整、相互運用性の向上、日米による実践的な共同訓練、共同の情報収集、警戒監視、偵察活動、日米の施設の共同使用に取り組む／普天間飛行場の移設を含む在日米軍再編を着実に実施

- ・「強力な軍事力を持つ主体が、他国に脅威を直接及ぼす意思をいつ持つに至るかを正確に予測することは困難」／「相手からミサイルによる攻撃がなされた場合、ミサイル防衛網により、飛来するミサイルを防ぎつつ、相手からの更なる武力攻撃を防ぐために、我が国から有効な反撃を相手に加える能力、すなわち反撃能力を保有する」、「有効な反撃を加える能力を持つことにより、武力攻撃そのものを抑止する」、「2015 年の平和安全法制に際して示された武力の行使の三要件の下で行われる自衛の措置にもそのまま当てはまるものであり、今般保有することとする能力は、この考え方の下で上記三要件を満たす場合に行使し得るもの」
- ・「2027 年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組を合わせ、そのための予算水準を現在の国内総生産（GDP）の 2%に達するよう、所要の措置を講ずる
 ※防衛費増額のための国債発行は、健全財政主義「国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる」（財政法 4 条 1 項）に反する
- ・地方公共団体を含む「国全体の防衛体制」の強化／防衛生産・防衛産業・技術基盤の強化、防衛装備品の海外移転は重要ゆえに防衛装備移転三原則や運用指針の見直しを検討／研究開発成果の安全保障分野での活用／偽情報の拡散への対応など情報戦への対応能力の強化／地方公共団体・住民の協力を得て空港・港湾等の公共インフラの整備／再生可能エネルギーや原子力といったエネルギー自給率向上に資するエネルギー源の最大活用／海外依存度の高い食料品目や生産資材の国産化／「我が国と郷土を愛する心を養う」／「安全保障分野における政府と企業・学术界との実践的な連携の強化」／「自衛隊と海上保安庁との連携・協力を不断に強化する」
 ※「この法律のいかなる規定も海上保安庁又はその職員が軍隊として組織され、訓練され、又は軍隊の機能を営むことを認めるものとこれを解釈してはならない」（海上保安庁法 25 条）
- 「国家安全保障戦略」に沿って着々と進める既成事実化
 - ・与那国に地対空誘導弾部隊を配備／鹿児島県の馬毛島では米空母艦載機離着陸訓練のための自衛隊の基地建設に着工
 - ・岸田首相の欧米歴訪で日本の軍事拡大を公言し、軍事関係の強化を約束／日米首脳会談で岸田首相が敵基地攻撃能力の保有やトマホークの導入を含めた防衛力の強化・防衛費増額の方針を説明。バイデン大統領が称賛（2023・1・13）

4. 「軍事国家」へと進むなかでの改憲論

- 自民党が 2018 年 3 月にまとめた 9 条の 2

「前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内

閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。」

- ・自衛隊を憲法に明記するだけか？→現在の自衛隊は、「専守防衛」の組織ではなく、米軍の戦争に世界中で後方支援をし、さらに集団的自衛権を行使して米軍とともに戦争できる組織。そのような組織に改憲をして国民的「お墨付き」を与えていいのか？
- ・現行憲法では軍事的組織の正統性が認められていない（「自衛隊違憲論」が存在する）からこそ、政府の側が組織の保持やその権限拡大につき必要性を説明し限界を設定してきた。この作業が不要になると、軍事力の増強に歯止めが効かなくなる
- ・「我が国の平和と独立を守」ることが、「公共の福祉」にならないか？→国防のために表現の自由や身体の自由が制限されるのでは？
- ・自衛隊の指揮監督は、内閣総理大臣の専権事項とならないか？→閣議決定も不要となり、国会に対して責任を負う対象から除外されないか？（「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ」（66条③）

○岸田政権の改憲への決意：自民党総裁の任期終了（2024年9月）までに「憲法改正を実現したい考えにいささかの変わりありません」（「読売」1・1）

5. 積極的平和構築規範としての日本国憲法平和主義

憲法前文「…日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」

○国家の視点ではなく、一人ひとりの個人の視点からの平和

- ・「戦争のない状態」としての平和ではなく、「専制・隷従、圧迫・偏狭、恐怖・欠乏を克服した状態」としての平和、植民地主義と戦争の根本原因の克服
- ・「全世界の国民」の平和的生存権を確認した日本国民→戦争の被害者にも加害者にもならない権利、「だれの子どもも殺させない！」

○問われる、私たちの平和意識—ロシアの市民なら、核兵器の犠牲になってもいいのか？

- ・日本国民の平和意識は「ただ『戦争に巻き込まれなければそれでよし』というのではなく、戦争の悲惨さ自体に対する憎悪とそこで人が傷つくことへの強い感受性を伴った意識ではなからうか」（奥野 2008）
- ・自国民・他国民を問わず「人の生命と尊厳が守られなければならない」、「どんなことがあっても戦争はダメ」という思いを追求するには、「非戦、核廃絶、軍縮」しかない

おわりに

○理想主義者に問いたい—「戦争のない世界に」という理想や希望を捨て去るか？

- ・幣原喜重郎前首相（1946・8・26 貴族院本会議）：「實際此の改正案の第9条は戦争の放棄を宣言し、我が国が世界中最も徹底的な平和運動の先頭に立って指導的地位を占むることを示すものであります。……文明と戦争とは結局両立し得ないものであります。文明が速やかに戦争を全滅しなければ、戦争が先ず文明を全滅することになるであります」

- ・「平和国家」というナショナル・アイデンティティを維持することの重要性

○現実主義者に問いたい―「力には力」というスタンス、抑止力論でいいのか？

- ・「戦争はある日突然始まるものではない」、対立があってもいかにして戦争にしないか、対話と外交にこそ力を注ぐべきでは？／軍事力の行使を封印するという高い道義性と高潔性を自らに課してきたからこそ倫理的外交力
- ・「敵」を設定し、つねに相手を上回る軍事力の保持を求めると、その増強には際限がなくそれでいて安全は永遠に保障されない（「安全保障のジレンマ」）／軍事優先の政治は福祉や教育を圧迫するのみならず、内部でも批判勢力の弾圧がなされる
- ・ペロシ米下院議長台湾訪問（8・2）のインパクト→台湾をめぐる米中間で一触即発の軍事的緊張／偶発的な軍事衝突が起これば、米軍の出撃拠点沖縄を中心とする日本列島、中国の攻撃ターゲットも日本列島／「敵基地攻撃能力」をもつことは、集団的自衛権を行使し、アメリカの代理として日本が攻撃する現実的可能性→日本が、米中戦争の戦場／日本から犠牲者を出すのは必至 ※誰のため、何のための軍拡か？
- ・国民に「国を守る当事者意識をもて」という日本社会にしていいいのか？
- ・KAWASAKI Rena : " World leaders, make us believe that our political systems can support our hopes and dreams. "

○『台湾問題』に日本は軍事的に関与しないとアメリカにも中国にも言える政府を！

- ・日中共同声明により日中国交回復（田中角栄首相と周恩来首相）：中国側の復交の三原則（①中華人民共和国が中国を代表する唯一の合法政府、②台湾は中華人民共和国の不可分の領土の一部、③日台条約不法無効であって廃棄されなければならない）／日中共同声明（①受け入れる、②「中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重する」、③声明では触れず、大平外相が「終了したものと認められる」と談話）

○日本の権力者の攻撃にもかかわらず、市民が憲法9条を擁護し続けることの意味

【参考文献】

- ・奥野恒久「改憲・改革を受容する国民意識」民主主義科学者協会法律部会編『改憲・改革と法』（日本評論社、2008年）
- ・奥野恒久「1990年代以降の憲法学における平和主義論」龍谷大学政策学論集第10巻第1号（2020年）
- ・奥野恒久「この国が岐路に立ついま、改めて噛みしめたい『人権としての平和』」人権と部落問題 2022年8月号